

I 3月末時点より21社増加 今四半期の新規 任意適用の状況 IFRS

2009年12月「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(以下、「内閣府令」という)が公布・施行されて以来、わが国において国際財務報告基準(IFRS)を任意適用した有価証券報告書が公表されている。2018年3月期までの有価証券報告書においてIFRSを任意適用した東証上場企業は157社に達し、これらの企業の開示分析については本誌2018年9月10日号(No.1522)掲載の特集「IFRS任意適用企業の開示分析」で紹介した。

IFRS適用時期については、年度末または第1四半期からのみIFRSを任意適用できるとされていたものの、2013年10月の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下、「本改正」という)においてIFRS適用時期の制限が廃止され、第2・第3四半期からのIFRS任意適用が認められるようになった(「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期連結財務諸表規則」という)1の2)。本改正はIFRS任意適用企業の範囲拡大を図ることを目的とし、IFRS適用時期以外にも上場会社であることや国際的な財務活動・事業活動を行っていること⁽¹⁾などの要件もあわせて撤廃されている。

(図表1) 本誌2018年9月10日号掲載の「IFRS任意適用企業の開示分析」以降2018年6月期までに四半期報告書を開示しているIFRS任意適用企業一覧

有価証券報告書等における最初のIFRS報告年度	社名(略称)	東証業種分類
2018年9月期	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業
	シェアリングテクノロジー	情報・通信業
2018年12月期	サッポロホールディングス	食料品
	ライオン	化学
	クボタ	機械
2019年3月期	日本ハム	食料品
	日清食品ホールディングス	食料品
	KeyHolder	サービス業
	住友金属鉱山	非鉄金属
	アマダホールディングス	機械
	ミネベアアミツミ	電気機器
	三菱電機	電気機器
	マキタ	機械
	ヒコセ電機	電気機器
	京セラ	電気機器
	三菱重工業	機械
	豊田合成	輸送用機器
	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業
	日本電信電話	情報・通信業
	NTTドコモ	情報・通信業
	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業

IFRS適用を行う企業はなかったが、窪田製薬ホールディングス(株)が2017年12月期の第2四半期にIFRS開示を行ったのをはじめ、シェアリングテクノロジー(株)が2018年9月期の第3四半期よりIFRS開示を行っている。本誌2017年11月20日号(No.

1496)掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」では、2017年6月30日時点でIFRSに基づく四半期報告書を開示している137社の開示分析を行っているが、本稿では、分析対象企業を2018年6月30日までの期間にIFRSに基づく四半期報告書を開示している178社に広げ、四半期報告書における開示状況の分析を行うことで、今後IFRSの任意適用を検討する企業およびIFRS財務諸表利用者の期中財務報告に対する理解の参考となり得る情報を提供したい。

なお、本誌2018年9月10日号掲載の「IFRS任意適用企業の開